

# 小笠原諸島振興開発計画の概要

平成18年11月  
東京都

## 第1 小笠原諸島振興開発の基本的考え方

### 1 小笠原諸島の特性

#### (1) 地理的・自然的特性

- 東京から南に約1,000km離れた太平洋上に位置し、排他的経済水域の約3割を確保。安全上、経済上重要な地域であるとともに、海洋資源の調査・開発等を行う上での活動の拠点となるべきもの
- 特異な島しょ生態系を形成する貴重な自然の宝庫

#### (2) 歴史的・社会的特性

- 日本復帰による帰島まで四半世紀に及ぶ島民の不在

### 2 成果及び課題

#### (1) 成果

住宅、水道、道路、港湾等の生活・産業基盤の整備を重点的に行い、島民が生活するために必要な基盤整備は、相応の成果

#### (2) 課題

国の基本方針の変更にに基づき、計画の変更を行うこととした

##### ア 産業の低迷

- 農・水産業は、本土との遠隔性や後継者不足等から、整備された基盤の活用が不十分
- 観光業は、観光客が特定月に集中し、観光客数も横ばい傾向

##### イ 自然への影響

- 外来生物（移入種）の持ち込みや無秩序な入島が希少な自然環境に影響
- 東京都版エコツーリズムを実施
- 外来生物（移入種）対策と保護担保措置の実施が、世界自然遺産登録推薦に当たっての課題

##### ウ 本土との交通アクセス

- 高速交通アクセス手段の確保は、喫緊の課題である。

##### エ 生活環境の整備

- 高齢化・高度情報化社会への対応

### 3 今後の方向

#### (1) 振興開発の基本理念

自然環境の保全と観光振興の両立による自立的発展を目指す

#### (2) 振興開発施策の方向

ア ハード施策とソフト施策とを一体とした施策の展開

- ・エコツーリズムを機軸とした島内産業の振興
- ・新規観光客の開拓に向けた新たな観光振興
- ・環境と調和した景観の創出
- ・交流の拡大・促進及び人材育成

- イ 世界自然遺産の登録への取組
- ウ 本土との交通アクセスの改善
- エ 生活環境の改善

## 第2 振興開発事業計画

### 1 土地の利用に関する事項

土地利用計画については、用途区分に基づいて行う。その地域区分は、集落地域、農業地域、自然保護地域及びその他地域とする。

### 2 道路、港湾等の交通施設及び通信施設の整備に関する事項

#### (1) 交通施設

- 港湾については、既存施設の機能向上を図るとともに、二見港周辺の整備に当たっては景観に配慮する。
- 航空路については、将来の開設を目指し検討を行うため、村民合意を前提に、東京都と小笠原村で協議会を設置し、情報公開を行いながら、関係者間の円滑な合意形成を図り、P Iを実施する。  
東京都は、自然環境への影響、費用対効果、運航採算性、安全性等について総合的に調査・検討を行い、P Iに反映させる。
- 道路については、景観に配慮し、その安全性や快適性等を向上させるための対策を行う。

#### (2) 情報通信体系

- 村内情報通信基盤を整備するとともに、既存の情報通信体系の見直し、高速大容量の情報通信回線の確保について、検討を行う。
- 地上波テレビ放送のデジタル化への完全移行に向けた対策を関係機関とともに検討する。

### 3 地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発に関する事項

農業・水産業・商工業と観光業との連携を強化し、島内流通体制など地産地消の仕組みづくりや、本土における販路拡大を図るとともに、特産品のブランド化を推進する。

### 4 住宅、生活環境施設、保健衛生施設及び社会福祉施設の整備その他市街地又は集落の整備及び開発並びに医療の確保等に関する事項

#### (1) 住宅及び生活環境施設

- 住宅については、居住環境の向上などを目指し、老朽化した小笠原住宅の建替えを推進する。

○ 簡易水道、生活排水処理については、老朽化した施設の改修などを進める。

**(2) 保健衛生施設及び社会福祉施設の整備並びに医療の確保**

保健・福祉・医療相互間の連携を強化し、高齢化社会に対応した施策の充実を図る。

**(3) 市街地又は集落の整備及び開発**

集落内の道路の無電柱化、歩道、公園等の整備を行い、景観に配慮した小笠原らしいまちづくりを推進するとともに、集落開発として、需要に応じた宅地分譲事業を行う。

**5 自然環境の保全及び公害の防止に関する事項**

**(1) 自然環境の保全**

小笠原固有の希少種保全及び外来生物（移入種）対策等を推進し、世界自然遺産への登録を目指す。また、景観の保護と植生回復等の施策を展開するとともに、ルールに基づく利用など自然の保護と利用の両立を図る。

**(2) 公害の防止**

ごみの減量化、リサイクル等を推進し、循環型社会の構築を図る。

**6 防災及び国土保全に係る施設の整備に関する事項**

砂防、地すべり対策等の防災、国土保全施設を整備し、島内各施設の安全対策を講ずるとともに、津波災害対策を講じていく。

**7 教育及び文化の振興に関する事項**

島内施設の有効活用などによる社会教育の充実や、文化財などの保護・保存を図る。

**8 観光の開発に関する事項**

○ 幅広い年齢層からなる観光客の開拓により、閑散期の集客を図る。  
○ エコツーリズムを推進するとともに、戦跡巡りなど歴史や文化的な観光ルートや、体験交流型の観光メニューを開発する。

○ 宿泊施設等における受入態勢については、事業者に対し整備や改善を促し、サービスの向上やホスピタリティーの醸成を図る。また、ビジターセンターなどの観光関連施設を整備し、雨天時対応として、亜熱帯農業センターなどの再整備や体験交流施設の整備について検討する。

- 観光業と農業・水産業・商工業との連携を強化し、地産地消の仕組みづくりを進める。
- 観光客にとって魅力ある、小笠原らしいまちづくりを推進する。また、港周辺等を対象に、自然や街並みと調和した景観の創出を誘導する。
- インターネットの活用などにより、小笠原諸島の観光情報を、広く国内外に発信・提供し、観光地としての知名度・評価の向上を図る。
- 小笠原航路について、利用者の利便性や快適性の向上のため、所要時間短縮に向けた取組などを関係機関と協力し、改善を目指す。

## 9 国内及び国外の地域との交流の促進に関する事項

訪れる人々がその滞在や体験を通じ、島民との交流を図るためのプログラムを開発する。また、交流の場として既存施設の活用方策を検討するとともに、国内外の地域との交流に取り組む。

## 10 小笠原諸島の振興開発に寄与する人材の育成に関する事項

地元の発意と工夫による地域づくりの人材を育成するため、自然ガイドの養成や資質の向上を図るほか、島内の教育機関などの協力による研修等の推進を図る。

## 11 その他帰島を希望する旧島民の帰島の促進及び小笠原諸島の振興開発に関し必要な事項

### (1) 帰島を希望する旧島民の帰島の促進

硫黄島・北硫黄島については、一般住民の定住が困難であることから、父島・母島への集団移転事業に類する措置を引き続き実施する。

### (2) 小笠原諸島の振興開発に関し必要な事項

特別の金融対策を講ずるほか、計画の推進に必要な各種調査を実施する。